



**道医師国保組合
お知らせ**

**被保険者証を1人1枚のカード様式に改正
本年10月1日から療養の給付割合を改定**

平成15年10月1日から被保険者証が新しくなり
医療費の一部負担金の割合も変わります

現在、皆様が使用されている被保険者証は、有効期限が平成15年9月30日となっておりますので、10月1日付けで更新を行います。

新しい被保険者証は、9月中にお手元に届くようお送りいたしますが、国の定めた個別カード様式になり、組合員・家族・従業員の被保険者全ての方に1枚ずつ交付することになります。ご確認の上、お受け取りください。(現在の遠隔地㊤・学生㊦・従業員㊧のカード証への表示は、無くなります。)

ただし、世帯員の異動があった場合は、従来どおり「資格取得・喪失届」の手続きをお願い致します。(旧証は、10月末日までに必ず所属郡市医師会及び札幌医科大学医師会事務所又は組合へ返還してください。)

また、本年2月の通常組合会で規約が改正され、本年10月1日から医療費の一部負担金の割合を下記のとおり変更することと決定しておりますのでお知らせいたします。

なお、各医療機関におかれましては窓口での一部負担金の徴収について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

| 被保険者種別 | 入院・入院外 | 一部負担金の割合 | |
|--------|--------|-----------------------|-----------------------|
| | | 現 行 (平成15年9月30日まで) | 変更後 (平成15年10月1日から) |
| 組 合 員 | 入 院 | 1 割 | 2 割 |
| | 入 院 外 | 1 割 | 2 割 |
| 家族・従業員 | 入 院 | 1 割 | 2 割 |
| | 入 院 外 | 3 割 | 3 割 (据置き) |

ただし、下記に該当する場合は記載の法定負担割合となります。

| | | |
|--------------------------------|--------|----|
| 3歳に達する日の属する月以前 | 入院・入院外 | 2割 |
| 70歳に達する日の属する月の翌月以後 (一般所得該当者) | | 1割 |
| 70歳に達する日の属する月の翌月以後 (一定以上所得該当者) | | 2割 |
| 道・市町村が実施している他法優先の場合 (重度障害・母子等) | | 3割 |